

制度の詳細を確認じゃ。



カクニンジャ

お知らせします。 2つの給付金。

消費税率が8%へ引き上げられたことに伴う、所得の低い方々への負担や子育て世帯への影響を緩和することを目的に、暫定的・臨時的な措置として「**臨時福祉給付金**」及び「**子育て世帯臨時特例給付金**」を支給します。

表① 給与所得者

区分	非課税限度額※ (給与収入ベース)
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168万円
夫婦子2人	209.7万円

○給与所得者

Q 市民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)は?

A 例えば、
○市民税納税通知書がご自身に届いた場合
○ご自身の給与支給明細書の「住民税(市民税)」の項目に課税額が記載されている場合
○ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額を超える場合
には、基本的に市民税が課税されています。

Q 自分が市民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか?

A 例えば、
○市民税納税通知書がご自身に届いた場合
○ご自身の給与支給明細書の「住民税(市民税)」の項目に課税額が記載されている場合
○ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額を超える場合
には、基本的に市民税が課税されています。

○年金等受給者

表② 公的年金等受給者

区分	非課税限度額※ (年金収入ベース)	
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	147万円

○年金等受給者

※生活保護基準の3級地(鹿屋市等)における非課税限度額

表③ 児童手当の所得限度額

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

A 限度額目安

Q 児童手当の所得制限額は何?

●申請方法

1 申請書の送付 給付金の受給には申請が必要です。平成26年1月1日時点で住民票が鹿屋市にある人が対象です。**7月下旬に対象と思われる人へ申請書(請求書)を送付します。**(公務員は職場から配布)ただし、申請書が送られてきた人でも、所得状況などにより給付とならない場合があります。

2 申請書の記入提出 申請書に必要事項を記入し、必要書類の添付が終わったら、次の申請期間内に郵送するか、受付窓口に直接提出してください。

3 受付期間及び受付場所 平成26年8月1日(金)~10月31日(金)までの期間内に、返信用封筒で郵送するか、次の受付窓口に直接提出してください。
 ・市役所1階総合案内前ロビー：8月1日(金)~8月29日(金)
 ・市役所7階給付金室：9月1日(月)~10月31日(金)
 ・吾平総合支所
 ・輝北総合支所
 ・串良総合支所
 市民生活課：8月1日(金)~10月31日(金)

4 給付金の支給 支給要件を満たした人は、申請書に記載された指定口座に入金されます。なお、入金申請書受付後1か月程度かかります。

●ご注意

○受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
 ○高齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能で、まだ行っていない人は、平成26年9月30日(火)までに裁定等の請求を行っていただく必要があります。
 ※加算対象者の要件に関する説明部分もお読みください。

●申請方法に関するお問合せ先
 臨時福祉給付金(市福祉政策課) ☎0994-31-1113
 子育て世帯臨時特例給付金(市子育て支援課) ☎0994-31-1134
 (申請先は平成26年1月1日時点で住民票がある市町村です)

●制度に関する問い合わせ先
 厚生労働省2つの給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192
 ホームページ
 2つの給付金 検索

臨時福祉給付金 支給要件

○支給対象者
 平成26年度分の市民税が課税されていない人が対象です。ただし、
 ・課税されている方の扶養親族等となっている場合
 ・生活保護の受給者である場合 などは対象外です。

○支給額
 ・1人につき10,000円。次の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算。
 《加算対象者》
 ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
 ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分又は5月分の年金の支払いがある人が対象です。
 ※2 平成26年1月分の手当等を受給している人が対象です。

子育て世帯臨時特例給付金 支給要件

○支給対象者
 次のどちらの要件も満たす人が対象です。
 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(表③の限度額目安未達かどうか)
 ※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の人について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

○対象児童
 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
 ただし、
 ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 ・生活保護の受給者となっている児童 などは対象外です。

○支給額
 ・対象児童1人につき10,000円

●対象者診断チャート

